

# 報 道 資 料

令和5年9月15日  
総務部法務文書課  
県政情報公開係 杉村、足立  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2349

## 奈良県情報公開審査会の第276号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第430号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和5年9月14日
- ◎ 実施機関：水道局 県域水道一体化準備室
- ◎ 対象行政文書：ア 奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、五條市、吉野町、大淀町及び下市町に係る財政シミュレーション（単独）（R3.12月時点）  
イ <県域全体>財政シミュレーション（事業統合）（R3.12月時点）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：一部開示決定
  - 不開示部分：既に自団体から第三者などに提供した奈良市、葛城市を除く25市町村に係る財政シミュレーション（単独）（R3.12月時点）のうち、予測値（収益的収支1（3）「ア. 固定資産売却益」及び「イ. 過年度損益修正益」、収益的収支2（2）ア「あ. 旧起債」、資本的収支1（1）「ア. 旧起債」、資本的収支2（2）「ア. 旧起債」、給水原価、供給単価並びに料金アップ率の予測値を除く。）
  - 不開示理由：ア 条例第7条第5号に該当  
県の機関及び他の地方公共団体における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるため  
イ 条例第7条第6号に該当  
県の機関及び他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- ◎ 審査会の結論：実施機関は、本件不開示部分を開示すべきである。
- ◎ 判断理由：

#### 1 条例第7条第5号該当性について

条例第7条第5号は、「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。

実施機関は、本件不開示部分について、公にすることにより、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあること及び奈良県広域水道企業団設立準備協議会（以下「本件協議会」という。）における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると主張しているため、以下検討する。

実施機関は、本件不開示部分を公にすることにより生じる県民等の混乱については、本件財政シミュレーションと異なる独自のシミュレーションが乱立することにより、誤解や憶測に基づく無用の混乱が生じる点である旨説明している。

条例第7条第5号に規定する「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民等の誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいい、「不当に」とは、当該情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、県民等の混乱が看過しえない程度のものであると解されている。

本件不開示部分は、奈良市及び葛城市以外の25市町村が各々単独で事業を実施した場合の財政シミュレーションの2021年度以降の欄のうち、既に確定している数値、給水原価及び供給単価等を除いた予測値である。

実施機関は、奈良市及び葛城市の財政シミュレーションについては、本件決定時点において、既に各々の市において議会に対して、当該財政シミュレーションのデータを提供していたことから、公知の情報であるとして開示した旨説明している。

そこで、奈良市及び葛城市が当該財政シミュレーションのデータを公開したことにより県民等の間に混乱が生じた事実があるかについて、事務局に確認させたところ、混乱が生じたと認められる事実は確認できなかった。

仮に、独自のシミュレーションが複数作成され、本件財政シミュレーションとの間に相違が生じたとしても、適切に情報提供を行い、相違が生じた理由を説明することにより、県民等の間に不安や混乱が生じる事態は回避できると考えられる。そうすると、本件財政シミュレーションと異なる独自のシミュレーションが乱立することにより誤解や憶測に基づく無用の混乱が生じるとする実施機関の主張には蓋然性が乏しく、県民等の間に看過しがたい程度の混乱が生じるとまでは認め難い。

したがって、本件不開示部分を公にすることにより、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるとする実施機関の主張は認められない。

次に、実施機関は、本件不開示部分を公にすることにより、本件協議会の委員に外部からの不当な圧力や干渉が加わり、本件協議会において、率直な意見の交換が行えず、意思決定の中立性が損なわれる旨も主張している。

条例第7条第5号に規定する「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、実施機関内部における検討が十分でない情報が公になることによって、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合であって、審議、検討等の途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであると解されている。

実施機関が主張するように、本件不開示部分を公にすることによって、県民等から財政シミュレーションの妥当性や料金水準及び投資水準等について、本件協議会の委員に対し意見や要望等が行われる可能性は否定できない。

一方で、水道事業の統合に当たっては、本件事業の目的や必要性等について県民等に説明する必要がある、奈良市及び葛城市が財政シミュレーションデータを議会に提供して議論されている点及びそれによる混乱が生じたと認められる事実が確認できなかった点を考えると、本件不開示部分を公開することによる県民等の意見や要望等が、本件協議会の委員に対する誹謗中傷や著しく強い要望等に及ぶおそれがあるとまでは、通常想定できない。

そして、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進するという情報公開制度の趣旨も考慮すると、本件不開示部分を公にすることによって県民等が本件協議会の委員に対して意見や要望等を行ったとしても、本件協議会における適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであるとまでは、認められない。

したがって、本件不開示部分を公にすることによって、本件協議会における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする実施機関の主張は認められない。

以上のことから、本件不開示部分は、条例第7条第5号の不開示情報には該当しない。

## 2 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

実施機関は、本件不開示部分について、本件協議会を構成する地方公共団体の一部から開示に反対する意見があり、公にすることで、他の地方公共団体との信頼関係に影響し、県の信用失墜に繋がり、本件協議会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると主張している。以下検討する。

本件行政文書は、水道一体化事業に関して、構成団体から提出された基礎データを基に、実施機関の職員が水道料金等の将来試算のために作成したものであり、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

しかしながら、一部の他の地方公共団体から開示に反対する意見があったとしても、奈良市及び葛城市が財政シミュレーションデータを議会に提供して議論されている点を考えると、本件不開示部分を公開することにより、他の団体との信頼関係が損なわれ、県の信用失墜に繋がり、本件協議会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある蓋然性があるとまでは認められない。

また、実施機関は、本件不開示部分を公開することにより、他の構成団体又は第三者などに提供することを前提に再度財政シミュレーションデータを作成するととなり、各構成団体で内部での調整等が再度必要となり、本件協議会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張している。

本件行政文書が、他に提供することを前提とした場合に再度作成する必要がある性質のものかは疑問があるところだが、仮に再度作成する必要があるという場合には、そのことが本件協議会事務の遂行にどの程度の支障があるか具体的な説明はされておらず、法的保護に値する蓋然性があるとまでは認められない。

以上のことから、本件不開示部分は、条例第7条第6号の不開示情報には該当しない。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	令和4年	5月24日		
② 決定	令和4年	6月3日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	令和4年	7月25日		
④ 諮問	令和4年	8月24日		
⑤ 経過	令和4年	11月11日	第263回審査会	審議
	令和5年	1月19日	第264回審査会	審議
	令和5年	4月21日	第265回審査会	審議
	令和5年	5月29日	第266回審査会	審議
	令和5年	7月6日	第267回審査会	審議
	令和5年	8月3日	第268回審査会	審議